



## 活動報告

2010/07/29

### 【民主党 さいたま市議団】さいたま市自転車の安全な利用を促進する条例（案）のパブリックコメントを実施します

さいたま市自転車の安全な利用を促進する条例(案)へのご意見を募集します

~~意見募集期間は、~~

~~平成22年7月30日(金)～平成22年8月15日(日)~~

**応募は締め切りました。ありがとうございました。**

昨年来、民主党・無所属の会さいたま市議団では、自転車の安全な利用に関する調査研究を行ってきました。自転車は、子どもからお年寄りまで多くの方が利用する身近な交通手段です。しかし、免許制度が無いこともあり、交通法規やマナーが徹底されていない場面が見受けられます。また、残念ながら埼玉県は全国でも交通事故死亡者の多い地域でもあります。そこで、自転車の安全な利用を促進するための市や関係団体、市民の皆さまの責務や役割を規定する条例案を作成いたしましたので、本条例素案に対する御意見をお寄せください。

お寄せいただきましたご意見につきましては、条例提案にあたっての参考とさせていただきます。

なお、お寄せいただきましたご意見に対して、個別に回答はいたしません。ご意見に対しての「会派の考え方」をまとめ、公表する予定です。

#### ■公表物の掲示場所

- 民主党・無所属の会さいたま市議団ホームページ <http://www.minshinkaikaku.jp/>
- さいたま市議会民主党・無所属の会さいたま市議団控え室

#### ■公表物

- さいたま市自転車の安全な利用を促進する条例（案）  
▶ [さいたま市自転車の安全な利用を促進する条例（案）をダウンロード](#)
- さいたま市自転車の安全な利用を促進する条例（案）逐条解説  
▶ [逐条解説をダウンロード](#)
- 自転車条例プロジェクトチーム協議経過  
▶ [自転車条例プロジェクトチーム協議経過をダウンロード](#)
- パブリックコメント実施案内  
▶ [パブリックコメント実施案内をダウンロード](#)
- 意見書  
▶ [意見書をダウンロード](#)

#### ■ご意見提出方法及び意見提出様式

ご意見は、郵送・FAX・電子メール、または直接持参いただきご提出ください。

##### □郵送の場合

「意見書」用紙にご記入いただき、下記住所宛にご送付ください。

##### □FAXの場合

「意見書」用紙にご記入いただき、下記連絡先へ送付してください。

##### □電子メールの場合

氏名（団体の場合は名称及び代表者名）、電話番号、FAX番号、住所（又は所在地\*区名まで）、意見提出日、条例案に対する意見、を  
▶ [info@minshu-saitamacity.jp](mailto:info@minshu-saitamacity.jp) 宛に送信してください。

##### □直接持参の場合

「意見書」用紙にご記入いただき、民主党・無所属の会さいたま市議団（さいたま市役所北側低層棟3階）へご提出ください。

\*「意見書」用紙以外の様式でご提出いただく場合は、氏名（団体の場合は名称及び代表者名）、電話番号、FAX番号、住所（又は所在地\*区名まで）、意見提出日、条例案に対する意見、をお書きいただきますようお願いいたします。

#### ■連絡先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4  
民主党・無所属の会さいたま市議団  
TEL：048-829-1817 FAX：048-831-1872  
URL：▶ <http://www.minshinkaikaku.jp/>  
E-mail：▶ [info@minshu-saitamacity.jp](mailto:info@minshu-saitamacity.jp)